

公開質問状への回答

静岡 6 区予定候補・井口昌彦

1. 障害者総合支援法について

障害者総合支援法は、名称を変えただけで、事実上の障害者自立支援法です。障害を自己責任とし、家族収入を含めて応益負担を課すしくみはそのままです。障害者の尊厳を傷つけた法の根幹部分は温存されたままです。抜本的に見直し、障害者自立支援法違憲訴訟団と国との基本合意や総合福祉部会「骨格提言」に反映させた障害者総合福祉法を実現します。障害者の福祉や医療を無料にするのは当然です。障害者予算の抜本的引き上げ、地域間格差のないしくみをつくります。

2. 市町村等のコミュニケーション事業について

国が地域生活支援事業予算を抑えていることから、聴覚障害者の生活にとって不可欠なコミュニケーション支援事業が自治体の裁量に任され、同じサービスであるのに格差が生まれているのは問題です。国は十分な予算を配分し、必要とされる人がきちんと使えるようにすべきです。また、身体障害者手帳所持を条件とすべきではありません。

3. 意思疎通支援従事者

意思疎通支援従事者や派遣コーディネーターは専門性が高く役割が大きいため、設置を義務化するだけでなく、報酬も十分に保障すべきと考えます。

4. 行政機関

おっしゃるとおり、国民であれば、障害の有無にかかわらず、だれもが平等に行政のサービスを受けることができるようにすべきだと思います。福祉事務所等に手話で相談できる相談員の配置や、地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員を配置することなどは、行政機関が当然やるべきことだと思います。

5. 参政権保障

5-1

候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報入手が制限されている状況は、憲法に照らしてまったく不当なものであると考えます。公職選挙法を早急に改正すべきです。

5-2

全国の総選挙小選挙区の持ち込みビデオは、日本共産党本部が手話通訳と字幕を付与しています。

6. 障害者差別禁止法

障害者権利条約の批准をすすめるうえで、実効性のある障害者差別法の制定が大事です。総合支援法では、総合福祉部会「骨格提言」がほとんど反映されず、みなさんの期待は裏切られ、怒りが広がりました。差別禁止部会の「意見書」に基づく法案が提出されるよう求めています。

7. 情報コミュニケーション

障害者権利条約第21条「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」や、障害者基本法改正による付帯決議に「情報アクセス・コミュニケーションについて検討を加え、その結果に基づいて法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることから、情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律が必要です。

8. その他

「基本合意」「骨格提言」に基づく障害者総合福祉法の制定。応益負担をなくして福祉や医療を無料化して障害者の生活と権利を守りたい。

以上です